

令和 7・8 年度建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引き

令和 7・8 年度において石狩市が発注する建設工事及び工事関係等委託の契約に係る競争入札に参加するためには、競争入札参加資格審査申請を行い、競争入札参加資格者登録名簿に登録されることが必要です。

石狩市競争入札参加資格審査の受付を次の通り行います。

1 受付期間等

- (1) 受付期間（物品購入及び一般委託と同期間）

令和 6 年 12 月 10 日(火)～令和 7 年 1 月 10 (金)

- (2) 受付日時・場所及び方法

原則として、**郵送での申請受付**をします。

【郵送の場合】令和 6 年 12 月 10 日～令和 7 年 1 月 10 日受付 ※消印有効

普通郵便・レターパック等郵送手段は不問。FAX・Eメール不可。

郵送費等は申請者の負担とします。

【持参の場合】石狩市役所 3 階契約課窓口で申請書類の受理のみ**行います。**

令和 6 年 12 月 10 日(火)～令和 7 年 1 月 10 日(金) 9:30～16:30

※11:30～13:00を除く

- ・持参の場合は、申請書受理と同時の審査は行わず、後日審査を行います。
- ・申請書受理後に不足書類等があった場合は、Eメールにてその旨連絡します。(連絡先等の届出書（市様式第 9 号）を提出願います！)

2 資格の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3 審査基準日

令和 6 年 12 月 1 日

4 申請者の資格要件

- (1) 基本的資格要件

- ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者）でないこと。
- ② 契約に関する不正行為等により、政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年石狩市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

- ④ 石狩市内に事業所等を設置している者については、審査基準日の属する年度の直前2年度において法人市民税（個人事業主の場合は個人市民税）、固定資産税、国民健康保険税（個人事業主の場合）に滞納がないこと。
- ⑤ 審査基準日において法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- ⑥ 審査基準日において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 建設工事に係る契約についての資格要件

- ① 審査基準日において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前2年度分の決算（直前2年度の決算期間が24月に満たない場合は直前の決算日以前の24月）において、登録希望工種の2年度分の完成工事高を有していること。
- ③ 審査基準日の直前2年度分（又は3年度分）の決算により、建設業法の規定に基づく経営に関する事項の審査（総合評定値(P)が算定されているもの）を受けていること。
- ④ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全てに加入又は適用除外であること。

※建設工事の内、土木・建築・舗装・電気・管・水道施設については、審査結果により算出した評価数値を勘案した上で、A・B・Cの3段階の等級に格付けします。

(3) 浄化槽工事に係る契約についての資格要件

- ① 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 審査基準日において浄化槽法（昭和58年法律第43号）第21条第1項の規定に基づく登録を受けていること又は同法第33条第3項の届出をしていること。
- ③ 審査基準日において浄化槽法第2条第10号の規定に基づく浄化槽設備士を常時雇用していること。

(4) 建築設計に係る契約についての資格要件

- ① 審査基準日において、建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所の登録を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前決算において、建築設計についての売上高を有していること。
- ③ 資本金が300万円以上又は従業員3人以上であること。

(5) 測量に係る契約についての資格要件

- ① 審査基準日において、測量法（昭和24年法律第188号）による登録を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前決算において、測量業務についての売上高を有していること。
- ③ 資本金が300万円以上又は従業員3人以上であること。

(6) 土木設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃、道路標識設置、管渠調査清掃、漏水調査に係る契約についての資格要件

- ① 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前決算において、その事業の売上高を有していること。
- ③ 資本金が300万円以上又は従業員3人以上であること。

(7) 除排雪業に係る契約についての資格要件

- ① 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ② 資本金が300万円以上又は従業員5人以上であること。
- ③ 除雪業務に必要な機械等を有している（リース可）こと。

5 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下これらを「協業組合」という。）については、次のいずれかに該当するときは、4に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しません。

- ① 経済産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- ② 中小企業等協同組合の内、企業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であった者が構成員の過半数を占めているとき。

6 提出書類

様式は、石狩市HPからダウンロードできます。

7～13ページに、様式を作成する際の注意点を掲載しています。

申請書類の提出漏れがないよう、14・15ページのチェックリストを活用願います。

(1) 建設工事又は浄化槽工事に関する提出書類

① 建設工事等競争入札参加資格審査申請書（様式1） ・実印（印鑑証明書と同じ印）の押印は不要です。
② 建設工事入札参加資格審査申請書付票（様式9） ・2部必要（1部を提出用、1部を控用（写し可）とします） ※控用は申請受付後に、受付印を押印して返送します。
③ 総合評定値通知書（経営規模等評価結果通知書）【写】 ・登録申請業種について総合評定値P点の記載のあるもの
④ 工事経歴書集計表（様式3の2） ・直前2年度分の事業高がない業種は登録できません。
⑤ 工事経歴書（様式3） ・直前2年度分について登録申請業種・事業年度ごとに記載したもの（経審に提出したものの写しでも可）

⑥ 技術者名簿（様式4） ・道内関係分の技術者を記載したもの	
⑦ 建設業許可通知書又は証明書【写】	
⑧ 北海道浄化槽工事業者登録謄本又は浄化槽法第33条第3項の届出書【写】 浄化槽設備士免状【写】 浄化槽設備士を常時雇用している証明【写】 ・当該設備士の保険証や社員証の写しなど	⑧は浄化槽工事を申請する場合にのみすべて必要
⑨ 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書【写】 ・建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団などからの証明書 ※建退共等に加入していないために提出できない場合は「建退共に加入がない申立書（市様式第5号又は第6号）」が必要	
⑩ 直近の社会保険料領収書【写】 ・経審で社会保険等の加入の有無が「無」で、審査基準日までに加入した場合に必要	
⑪ 登記事項証明書【写】 ※法人の場合 ・法務局で発行されたもの 身分証明書【写】 ※個人の場合 ・代表者の本籍地の市町村で発行されたもの ※運転免許証などの写しは不可	⑪～⑭は令和6年10月1日以降に発行されたものが必要
⑫ 納税証明書（国税分）【写し可】 ・法人の場合は様式その3の3、個人の場合は様式その3の2	
⑬ 石狩市税の滞納がない証明書【写し可】 ・石狩市で発行されたものが必要 ・石狩市から課税されていない場合は不要	
⑭ 印鑑証明書【写し可】 ・法人は法務局で、個人は住民登録がある市町村で発行された代表者印のもの	
⑮ 直近2年の営業年度の財務諸表【写】 ・法人の場合は貸借対照表及び損益計算書が必要 ・個人の場合は所得税青色申告決算書又は青色申告以外の確定申告書が必要	
⑯ 誓約書（市様式第7号） ・暴力団員及び暴力団関係事業者でないことを表明するもので、代表者の記名押印（印鑑証明書と同じ印）が必要	
⑰ 年間委任状（市様式第8号） ・入札や契約について、支店長等に年間を通じて委任する場合に必要 ・委任者欄には本店の代表者の記名押印（印鑑証明書と同じ印）を、受任者欄に支店長等の記名押印（使用印鑑と同じ印）をしてください。	
⑱ 連絡先等の届出書（市様式第9号） ・書類の不備があった場合に、Eメールにてお知らせしますので、連絡のつくアドレスを記入してください。	
⑲ 返信用封筒2通（申請書付票控返信用及び審査結果通知用） ・長3封筒（長形3号）程度のサイズで、宛先（申請書付票控及び審査結果通知書の受取先）を記載し、110円分の切手を貼付したもの。	

⑳ A 4 版フラットファイル【色不問・クリアフォルダ不可】

- ・背表紙に会社名称を記載し、①～⑱を綴じてください。
- ・⑲はフラットファイルに綴じずに提出してください。

(2) 工事関係等委託に関する提出書類

建築設計・測量・土木設計・地質調査・技術資料作成・道路清掃・道路標識設置・管渠調査清掃・漏水調査・除排雪業務に関するもの

① 建設工事等競争入札参加資格審査申請書（様式 1） ・実印（印鑑証明書と同じ印）の押印は不要です。	
② 設計等入札参加資格審査申請書付票（様式10） ・2部必要（1部を提出用、1部を控用（写し可）とします） ※控用は申請受付後に、受付印を押印して返送します。	
③ 事業経歴書（様式 3） ・直前1年度分について登録申請業種ごとに記載したもの	
④ 技術者名簿（様式 4） ・道内関係分の技術者を記載したもの	
⑤ 登録通知書、証明書等【写】 ・建築設計を申請する場合は建築士法第23条に規定する登録通知書又は登録証明書 ・測量を申請する場合は測量法第55条に規定する登録通知書又は登録証明書 ・土木設計、地質調査又は技術資料作成を申請する場合で、各登録規程による登録を受けている場合はその登録通知書（現況報告書は提出不要です。） ・その他、申請する業種を履行するために必要となる資格証明書・許可書等	
⑥ 登記事項証明書【写】 ※法人の場合 ・法務局で発行されたもの 身分証明書【写】 ※個人の場合 ・代表者の本籍地の市町村で発行されたもの ※運転免許証などの写しは不可	⑥～⑨は令和6年10月1日以降に発行されたものが必要
⑦ 納税証明書（国税分）【写し可】 ・法人の場合は様式その3の3、個人の場合は様式その3の2	
⑧ 石狩市税の滞納がない証明書【写し可】 ・石狩市で発行されたものが必要 ・石狩市から課税されていない場合は不要	
⑨ 印鑑証明書【写し可】 ・法人は法務局で、個人は住民登録がある市町村で発行された代表者印のもの	
⑩ 直近2年の営業年度の財務諸表【写】 ・法人の場合は貸借対照表及び損益計算書が必要 ・個人の場合は所得税青色申告決算書又は青色申告以外の確定申告書が必要	
⑪ 誓約書（市様式第7号） ・暴力団員及び暴力団関係事業者でないことを表明するもので、代表者の記名押印（印鑑証明書と同じ印）が必要	

⑫ 年間委任状（市様式第 8 号） ・ 入札や契約について、支店長等に年間を通じて委任する場合に必要です。 ・ 委任者欄には本店代表者の記名押印（印鑑証明書と同じ印）を、受任者欄に支店長等受任者の記名押印（使用印鑑と同じ印）をしてください。
⑬ 連絡先等の届出書（市様式第 9 号） ・ 書類の不備があった場合に、E メールにてお知らせしますので、連絡のつくアドレスを記入してください。
⑭ 返信用封筒 2 通（申請書付票控返信用及び審査結果通知用） ・ 長 3 封筒（長形 3 号）程度のサイズで、宛先（申請書付票控及び審査結果通知書の受取先）を記載し、110円分の切手を貼付したもの。
⑮ A 4 版フラットファイル【色不問・クリアフォルダ不可】 ・ 背表紙に会社名称を記載し、①～⑬を綴じてください。 ・ ⑭はフラットファイルに綴じずに提出してください。

7 主な様式の記載上の注意

建設工事等競争入札参加資格審査申請書

※ 受 付 番 号	
建設工事	
設 計 等	

[元号]○ 年 ○ 月 ○ 日

提出年月日（郵送提出の
場合は投函日）を記載

※他の様式も同様

石 狩 市 長 様

所 在 地 北海道石狩市花川北○条○丁目○番地

商号又は名称 株式会社 ○○建設

代 表 者 代表取締役 ○○ ○○

電話番号 0 1 3 3 - 7 2 - 0 0 0 0

申請者（本店）に関する事項を
記載

※実印（印鑑証明書と同じ印）
の押印は不要

所管に係る建設工事等の入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

工 事 経 歴 集 計 表

(建設工事のみ)

(単位:千円)

経 審 対 象 建 設 業	基 準 決 算 以 前 の 決 算	基 準 決 算	備 考
土木一式	40,000	50,000	
建築一式	40,000	50,000	
合 計	80,000	100,000	基準決算の合計額は、 様式9「06直前1年（基準決算額） 間の建設工事の施工金額」と同額と なります。

建設工事入札参加資格審査申請書付票

田
氏
氏

01	申請者	郵便番号	-	電話番号		FAX番号		
		代表者の職氏名 (フリガナ)						
		商号又は名称 (フリガナ)						
		所在地 (フリガナ)						

02	受	(フリガナ) 支店等の所在地			
	任 者	(フリガナ) 支店等の名称			
		(フリガナ) 受任者の職氏名			
		郵便番号	-	電話番号	FAX番号

03	連絡先	支店等の名称	所在地	入札や契約に関する権限を委任はしないが、業務連絡等に使用する支店等に関する事項を記載（石狩市からの指名通知等の連絡に使用します）
	郵便番号	電話番号	FAX番号	

[illegible]

05	共済組合等の加入状況		種 類	契約成立年月日及び契約番号	直前1ヶ年の掛金額
	建設業退職金 共済組合	第 年 月 日	第 年 月 日	円	
		第 年 月 日	第 年 月 日		
中小企業退職金 共済事業団	第 年 月 日	第 年 月 日			
	第 年 月 日	第 年 月 日			

05	共済組合等の加入状況	種類	契約成立年月日及び契約番号	直前1ヶ年の掛金額
		建設業退職金共済組合	日 月 年 第	
		中小企業退職金共済事業団	日 月 年 第	
			日 月 年 第	

[illegible]

07	前回 受付番	08	商又 名称頭	ひらが な文字
----	-----------	----	-----------	------------

[illegible][illegible][illegible]

13	舗装プラントの所在地(道内のみ)

14	鋼橋上部の 製作工場の 所在地 (道内・道外)
----	----------------------------------

15	消費税に関する申出	課税業者	免税業者
16	受付	年月日	年 月 日
		番号	職氏名

↑直前1年(基準決算期)間の建設工事の施工金額は、様式3の2工事経歴書集計表「基準決算の合計」と同額となります。

設計等入札參加資格審査申請書付票

日
月
年
日
請申様

01	申 請 者	(フリガナ)	所 在 地	
		(フリガナ)	商 号 又 は 名 称	
		(フリガナ)	代 表 者 の 職 氏 名	
		郵便番号	電話番号	FAX番号

02	受	(フリガナ) 支店等の所在地			
	任	(フリガナ) 支店等の名称			
	者	(フリガナ) 受任者の職氏名			
		郵便番号	電話番号	-	FAX番号

03	連	所	(フリガナ)	地		入札や契約に関する権限を委任はしないが、業務連絡等に使用する支店等が上記以外にある場合に、その支店等に関する事項を記載（石狩市からの指名通知等の連絡に使用します）
	絡	支店等の名称	(フリガナ)			
	先	郵便番号	-	電話番号	-	FAX番号

希望 種別	区 分	登録番号・年月日 () 第 年 月 日 号	直前1年(決算期)間の 事業 高 金 額				当 営 業 年 数	該 前回 資格
	測 量	() 第 年 月 日 号					千円	
	地 質 調 査	() 第 年 月 日 号					千円	
	土 木 設 計	() 第 年 月 日 号					千円	
	建 築 設 計	() 第 年 月 日 号					千円	
	技 術 資 料	() 第 年 月 日 号					千円	
	道 路 清 掃	() 第 年 月 日 号					千円	
		() 第 年 月 日 号					千円	
		() 第 年 月 日 号					千円	
	合 計						千円	

申 請 種 別

04

05	前回 前	受付号 受番	登録 した、その 場合、記載 番号	石狩市にある 登録	06	商 又 名 頭	号 は の 字 稱 文	ひらが な	
----	---------	-----------	----------------------------	--------------	----	------------------	----------------------------	----------	--

[illegible]

	電	氣	子	部	門	
	機	械	部	門		
	建	設	環	境	部	門
	施	工	計	画	施	工
	土	工	設	備	及	ひ
	ト	ン	ネ	ル	部	門
	鋼	構	造	及	び	コン
	土	質	及	び	基	礎
	地	質	部	門		
	都	市	計	画	及	び
	水	道	園	部	門	
	水	産	棄	物	部	門
	森	林	土	木	部	門
	農	業	土	木	部	門
	下	水	道	部	門	
	上	水	道	及	び	工
	鉄	道	部	門		
	電	力	土	木	部	門
	港	湾	及	び	空	港
	河	川	・	砂	防	及
	海	岸	・	海	洋	部

12	直前決算等					日
	決算期	自	年	月	日	
	期間	至	年	月	日	
	資本金				千円	

11	計量証明事業者 登録部(該当に○印)	振動加速度レベルに係る計量証明の事実	
		音圧レベルに係る計量証明の事実	
		濃度に係る計量証明の事実	
		熱量に係る計量証明の事実	
		体積に係る計量証明の事実	
		面積に係る計量証明の事実	
		質量に係る計量証明の事実	
		長さに係る計量証明の事実	

10	補償コンサルタント 登録部門(経営上〇印)	土地調査部門	土地評価部門	物件部	機械工作物部	機械補償・特殊補償部	事業損失部門	賠償運送部門	賠償顧問部門	総合補償部	総務部
----	--------------------------	--------	--------	-----	--------	------------	--------	--------	--------	-------	-----

13	消費税に関する申出	課税業者	免税業者
14	受付番号	年月日	年 月 日
		所 属	職氏名

誓 約 書

石 狩 市 長 様

私は、石狩市が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員（石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年石狩市条例第20号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、石狩市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

[元号]〇年〇月〇日

提出年月日（郵送提出の
場合は投函日）を記載

所 在 地 〒061-32XX
北海道石狩市花川北〇条〇丁目〇番地
商号又は名称 株式会社 〇〇建設
代 表 者 代表取締役 〇〇 〇〇

印鑑証明書
と同じ印を
押印

申請者（本店）に
関する事項を記載

石狩市との入札や契約に関する権限を、本店の代表者が
支店長等申請者（本店）に年間を通じて委任する場合に
この様式の提出が必要です。

様式第8号

年 間 委 任 状

私は都合により下記受任者をもって代理人と定め、石狩市から発注される業務等に関し、
【元号】○年○月○日より【元号】○年○月○日までの期間における下記の権限を委任します。

資格の有効期間を記載

記

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 請負金額の請求及び受領に関する件
- 4 入札及び見積に関する復代理人の選任の件
- 5 その他契約に関する一切の件

提出年月日（郵送提出の
場合は投函日）を記載

【元号】○年○月○日

石 狩 市 長 様

申請者（本店）に
関する事項を記載

所 在 地 北海道石狩市花川北○条○丁目○番地
委任者 商号又は名称 株式会社 ○○建設
職 氏 名 代表取締役 ○○ ○○

印鑑証明書
と同じ印を
押印

所 在 地 北海道石狩市花川北■条■丁目■番地
受任者 商号又は名称 株式会社 ○○建設 □□支店
職 氏 名 支店長 ▲▲ ▲▲

使用印鑑（入
札、契約等に
使用する印）
を押印

受任者（支店等）に
関する事項を記載

申請書の内容についてお尋ねしたときに
対応できる方を記載してください。

連絡先等の届出書

担当者所属	〇〇部〇〇課
担当者氏名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
Eメールアドレス	〇〇〇@〇〇〇. 〇〇. j p

【提出する前にお読みください】

- ・書類の不備があった場合は、Eメールにてお知らせいたしますので、連絡のつくアドレスの記入をお願いいたします。
- ・石狩市役所総務部契約課メールアドレス (keiyaku@city.ishikari.hokkaido.jp) の受信等の設定をお願いいたします。
- ・Eメールにてお知らせがあった場合は、速やかに対応願います。

提出書類チェックリスト（建設工事用）

①～⑱の書類を番号順にA4フラットファイル（色不問）に綴じて提出				
番号	必須	提出書類	注意事項	✓
①	●	建設工事等競争入札参加資格審査申請書（様式1）	・実印の押印は不要	☐
②	●	建設工事入札参加資格審査申請書付票（様式9）	・提出用（原本）と控用（写し可）の2部必要	☐
③	●	経営規模等評価・総合評定値通知書【写】	・総合評定値（P）の記載があるもの	☐
④	●	工事経歴書集計表（様式3の2）	・直前2年度分の事業高がない業種は登録不可	☐
⑤	●	工事経歴書（様式3）	・直前2年度分を申請業種・事業年度ごとに記載 ・経審に提出したものの写しでも可	☐
⑥	●	技術者名簿（様式4）	・道内関係分を記載	☐
⑦	●	建設業許可通知書又は証明書【写】		☐
⑧	△	・北海道浄化槽工事業者登録簿本又は浄化槽法第33条第3項の届出書【写】 ・浄化槽設備士免状【写】 ・浄化槽設備士を雇用している証明【写】	・浄化槽工事を申請する場合に必要（3種類全て） ・浄化槽設備士を常時雇用している証明としては、当該設備士の健康保険証や社員証の写しなどが必要	☐
⑨	●	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書【写】 建退共に加入がない申立書（市様式第5号又は第6号）	・建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団などからの証明書 ・建退共等に未加入などの理由で上記の証明書を提出できない場合に必要	☐
⑩	△	直近の社会保険料領収書【写】	・経審で社会保険等の加入の有無が「無」で、審査基準日までに加入した場合に必要	☐
⑪	●	登記事項証明書【写】 身分証明書【写】	・法人のみ必要、法務局で発行 ・個人のみ必要、市町村で発行	☐
⑫	●	納税証明書（国税分）【写し可】	・法人は様式その3の3 ・個人は様式その3の2	☐
⑬	△	石狩市税の滞納がない証明書【写し可】	・石狩市から課税されていない場合は不要	☐
⑭	●	印鑑証明書【写し可】	・代表者のもの ・法人は法務局で発行、個人は市町村で発行	☐
⑮	●	貸借対照表及び損益計算書【写】 青色申告決算書又は確定申告書【写】	・法人のみ必要、直近2年度決算分 ・個人のみ必要、R4年及びR5年分	☐
⑯	●	誓約書（市様式第7号）	・暴力団等と関係のないことの証明 ・代表者印を押印	☐
⑰	△	年間委任状（市様式第8号）	・支店長等に年間を通じて委任する場合に必要	☐
⑱	●	連絡先等の届出書（市様式第9号）		☐
⑲	●	定型長3の封筒（110円分切手貼付）2通	・②の控送付用と資格決定通知書送付用の2通必要 ・受取先の所在地、名称を必ず記入	☐
⑳	●	A4版フラットファイル	・背表紙に会社名を記載する ・色不問 ・クリアフォルダ不可	☐

※ 「必須」欄の『●』は必ず提出する書類、『△』は該当する場合に提出する書類

※ ⑪～⑭は令和6年10月1日以降に発行されたもの

※ 工事関係等委託又は物品購入・一般委託と同時に申請する場合は、登記事項証明書などの共通する書類は一つにして、一冊のフラットファイルにまとめて綴じて提出

提出書類チェックリスト（工事関係等委託用）

①～⑬の書類を番号順に A 4 フラットファイル（色不問）に綴じて提出				
番号	必須	提出書類	注意事項	✓
①	●	建設工事等競争入札参加資格審査申請書（様式 1）	・ 実印の押印は不要	☐
②	●	設計等入札参加資格審査申請書付票（様式 10）	・ 提出用（原本）と控用（写し可）の 2 部必要	☐
③	●	事業経歴書（様式 3）	・ 直前 1 年度分を申請業種ごとに記載	☐
④	●	技術者名簿（様式 4）	・ 道内関係分を記載	☐
⑤	△	建築士事務所登録通知書又は証明書【写】	・ 建築設計を申請する場合に必要	☐
		測量業者登録通知書又は証明書【写】	・ 測量を申請する場合に必要	☐
		建設コンサルタント登録通知書【写】	・ 土木設計を申請する場合で、登録されていれば必要（現況報告書不要）	☐
		地質調査業者登録通知書【写】	・ 地質調査を申請する場合で、登録されていれば必要（現況報告書不要）	☐
		補償コンサルタント登録通知書【写】	・ 技術資料作成を申請する場合で、登録されていれば必要（現況報告書不要）	☐
		その他の資格証明書等【写】	・ その他登録を受けて営む業務の証明書	☐
⑥	●	登記事項証明書【写】	・ 法人のみ必要、法務局で発行	☐
		身分証明書【写】	・ 個人のみ必要、市町村で発行	
⑦	●	納税証明書（国税分）【写し可】	・ 法人は様式その 3 の 3 ・ 個人は様式その 3 の 2	☐
⑧	△	石狩市税の滞納がない証明書【写し可】	・ 石狩市から課税されてない場合は不要	☐
⑨	●	印鑑証明書【写し可】	・ 代表者のもの ・ 法人は法務局で発行・個人は市町村で発行	☐
⑩	●	貸借対照表及び損益計算書【写】	・ 法人のみ必要、直近 2 年度決算分	☐
		青色申告決算書又は確定申告書【写】	・ 個人のみ必要、R 4 及び R 5 年分	
⑪	●	誓約書（市様式第 7 号）	・ 暴力団等と関係のないことの証明 ・ 代表者印を押印	☐
⑫	△	年間委任状（市様式第 8 号）	・ 支店長等に年間を通じて委任する場合に必要	☐
⑬	●	連絡先等の届出書（市様式第 9 号）		☐
⑭	●	定型長 3 の封筒（110円分切手貼付）2 通	・ ②の控送付用と資格決定通知書送付用の 2 通必要 ・ 受取先の所在地、名称を必ず記入	☐
⑮	●	A 4 版フラットファイル	・ 背表紙に会社名を記載する ・ 色不問 ・ クリアフォルダ不可	☐

※ 「必須」欄の『●』は必ず提出する書類、『△』は該当する場合に提出する書類

※ ⑥～⑨は令和 6 年 1 0 月 1 日以降に発行されたもの

※ 建設工事又は物品購入・一般委託と同時に申請する場合は、登記事項証明書などの共通する書類は一つにして、一冊のフラットファイルにまとめて綴じて提出

8 資格の決定と通知

- (1) 資格審査後、当市の競争入札参加資格者となった場合は、登録期間及び登録工種（業種）などが記載された競争入札参加資格審査決定通知書を送付します。（令和7年3月中旬送付予定）
- (2) 作成された登録名簿は、審査結果通知後に、石狩市HP、市役所情報公開コーナー及び契約課窓口にて公開します。

9 注意事項

- (1) 建設工事と工事関係等委託のように複数の業種について申請する場合、全部事項証明書など共通する提出書類は1部のみとしてください。また、一般委託又は物品購入と共に申請する場合も共通する提出書類は1部のみで、全てをひとつのファイルに綴じて提出してください。
- (2) 申請に係る費用（郵送費や証明書発行手数料など）は申請者の負担となります。
- (3) 申請書類に不備や不足などがあった場合は連絡しますので、速やかに提出してください。
- (4) 提出書類については、資格審査事務及び契約事務にのみ使用しますが、他の自治体から照会があれば申請内容を提供することがあります。また、石狩市情報公開条例（平成10年石狩市条例第26号）により情報公開請求があればその全部又は一部を公開することがあります。
- (5) 申請後に、各記載事項に変更があった場合はすみやかに変更届を提出願います。
- (6) 申請後、資格者として競争入札参加資格者登録名簿に登録されても、自動的に又は直ちに発注があるということではありませんのでご了承ください。

10 提出・問合せ先

〒061-3292

北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2（石狩市役所本庁舎3階）

石狩市総務部契約課

TEL 0133-72-3155（直通） FAX 0133-75-2275

<mailto:keiyaku@city.ishikari.hokkaido.jp>

<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp>